

総社市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第13号

総社市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

総社市危険物の規制に関する規則（平成17年総社市規則第163号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長の申請） 第12条の2 規則第62条の5の2 <u>第3項</u>及び第62条の5の3 <u>第3項</u> の規定による漏れの点検期間延長の申請書は、2通を消防長を経て市長に 提出しなければならない。 2 略</p>	<p>（休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長の申請） 第12条の2 規則第62条の5の2 <u>第2項</u>ただし書及び第62条の5の 3 <u>第2項</u>ただし書の規定による漏れの点検期間延長の申請書は、2通を消 防長を経て市長に提出しなければならない。 2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。